

◎ その他暮らしのこと

免許証（医師、看護師など）をお持ちの方

氏名変更の届出

1階 11番窓口

保健福祉課(健康づくり)
(6915-9882)

犬を飼っている方

氏名・住所変更の届出

保健福祉課(生活衛生)
(6915-9973)

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

鶴見区内に土地・家屋を所有している方

土地・家屋の登記名義人変更の届出

大阪法務局 (6942-9476)
中央区谷町2-1-17
大阪第二法務合同庁舎

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

氏名・本籍変更の届出

鶴見警察署 (6913-1234)
鶴見区諸口6-1-1

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）の氏名変更の届出

軽自動車検査協会大阪主管事務所
(050-3816-1840)
住之江区南港東3-4-62

126cc～250ccのバイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の氏名変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所
(050-5540-2059)
住之江区南港東3-1-14

251cc以上のバイクをお持ちの方

自動車検査証（車検証）の氏名変更の届出

自動車検査証（車検証）の氏名変更の届出

大阪自動車税事務所なにわ分室
(6612-7251)
住之江区南港東3-1-14

普通自動車をお持ちの方

自動車税の氏名変更の届出
(車検の変更をしていけば不要)

パスポートをお持ちの方
(パスポートセンター)

氏名・本籍変更の届出

大阪府パスポートセンター (6944-6626)

電気（関西電力）

水道

ガス（大阪ガス）

電話をお持ちの方

契約者変更・支払金融機関変更の届出

関西電力コールセンター
(0800-777-8810)
関西電力以外はご加入の事業者にご確認ください

水道局お客さまセンター (6458-1132)

大阪ガスお客さまセンター
(0120-0-94817)

ご加入の事業者にご確認ください

郵便局

受取人変更の届出
(転居届のハガキを利用)

最寄りの郵便局におたずねください

金融機関・郵便局
(通帳・簡易保険等をお持ちの方)

通帳・簡易保険等の氏名変更の届出

どこの支店・郵便局でも可能です。

令和3年1月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。 作成：鶴見区役所

主な手続き窓口のご案内

結婚した場合

鶴見区役所（代表電話）
電話 06-6915-9986

お気軽に職員に声をおかけください。

婚姻届



1階 3番窓口
窓口サービス課（住民情報）
(6915-9961)

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

◎ 住民登録のこと

氏が変わる方でマイナンバーカード（個人番号カード）・住基カードをお持ちの方は窓口サービス課（住民情報）へお知らせください。

新しい住所が鶴見区になる方
(市外から転入、他区からの転入、
鶴見区内での転居)

転入・転居の届出

世帯構成が変わる方
(鶴見区にお住まいの方・住所
がある方)

鶴見区から大阪市外に
住所を変更する方

転出の届出

※ 鶴見区から他区へ住所異動された方は直接お住いになった区の区役所で
転入届を提出してください。(鶴見区役所での届出は必要ありません)

印鑑登録をしていて氏が変わる方

印鑑登録証の返却

※ 氏を含まない名だけの印鑑で登録している方は、続けて使用できます。

新たに印鑑登録をする方

印鑑登録の申請

住民票に旧氏を載せる方

旧氏の記載（変更）請求

1階 3番窓口

窓口サービス課（住民情報）
(6915-9963)

◎ 介護保険のこと

介護保険証をお持ちの方

氏名変更の届出

1階 10番窓口

保健福祉課(高齢者支援)
(6915-9859)

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険を脱退する方
(多い事例：配偶者が加入の健康保険・共済組合の扶養家族となる場合)

脱退の届出

国民健康保険に引き続き加入する方

世帯合併の届出

※この他、配偶者の方が加入している健康保険によって、手続先や手続内容が異なります。

後期高齢者医療に加入している方

氏名訂正後の保険証を後日送付します。
(3階窓口での手続不要)

国民年金の加入種別が変わる方
(多い事例：厚生年金・共済組合に加入の配偶者の扶養家族となる場合)

配偶者のお勤めの会社に届け出してください。

厚生年金を受給している方

氏名変更の届出

城東年金事務所 (6932-1161)
城東区中央1-8-19

3階 31番窓口

窓口サービス課(保険)
(6915-9956)

◎ 保健・福祉のこと

● 障がい・特定疾患等のある方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

氏名変更の届出

自立支援医療受給者証(精神通院医療等)をお持ちの方

氏名変更の届出

重度障がい者医療費助成、老人医療費助成の医療証をお持ちの方

氏名変更の届出

心身障害者扶養共済制度に加入している方

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方

公害医療手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方

氏名変更の届出

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

給付内容変更の届出

1階 13番窓口

保健福祉課(障がい者支援)
(6915-9857)

※老人医療費助成はR3.3末で終了

1階 11番窓口

保健福祉課(健康づくり)
6915-9882

● お子さんのいる方・18歳以下の方※18歳に達した後、最初の3月31日を迎えておられない方

こども医療費助成の医療証をお持ちの方

各種届出

児童手当を受けている方

各種届出

※状況により手続が異なります。

ひとり親家庭医療費助成の医療証をお持ちの方

資格喪失による医療証の返還

こども医療費助成の申請

児童扶養手当を受けている方

受給資格喪失の届出、証書の返還

特別児童扶養手当を受けていて、結婚により主たる生計維持者が変わる方

受給資格喪失の届出、証書の返還、新規認定請求

保育所に入所しているお子さんをお持ちの方

氏名・保護者変更等の届出

小学校入学前のお子さんをお持ちの方で氏が変わる方

氏名変更の届出

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

氏名変更の届出

1階 12番窓口

保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

1階 13番窓口

保健福祉課(障がい者支援)
(6915-9857)

1階 12番窓口

保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

1階 11番窓口

保健福祉課(健康づくり)
(6915-9882)

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクを持っている方

軽自動車税の氏名変更の届出

京橋市税事務所 軽自動車税担当
(4801-2954)
都島区片町2-2-48 JEI 京橋ビル

鶴見区内に土地・家屋を所有している方

固定資産税・都市計画税の納税義務者氏名変更の届出

京橋市税事務所 固定資産税担当
土地 (4801-2957)
家屋 (4801-2958)

※ 大阪市に住居登録がある場合は届け出の必要はありません。

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課に氏名変更の届け出をしてください。

住民税(市・府民税)を納めている方

氏名変更の手続き<特に必要なし>

住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録内容で、その登録のある市町村でかかります。

※ 住民税(市・府民税)・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は、船場法人市税事務所(4705-2948)へご相談下さい。

住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階
(地下鉄堺筋本町) 船場センタービル3号館連絡通路より3号館へ